

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は、経費から補助金を差し引いた額。以下同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。

② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

オ 正当な理由がなくて（4）の報告をしない場合

③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。

⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。
- ② 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。
なお、当該付保に関する諸手続きは丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営によって見込まれた利益の経費に相当する額を支払うものとする。但し、甲の責によって消滅した場合はこれによらないものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添 1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	
日吉町吉利深田	3496	20	ア	2		<p>○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。なお、間伐の実施については、「鹿児島育林技術指針（平成18年11月鹿児島県林務水産部）」に基づき、収量比数を勘案した適切な定性間伐を行い、過度な伐採は控えることとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、周囲の田畑に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。また、何らかの問題等が生じた場合は、速やかに市に報告するものとする。</p> <p>○ 間伐を行う森林については、伐採を行った時点で速やかに森林保険に加入することとし、その付保率等については、伐採時に協議するものとする。</p> <p>○ 木材搬出路の作設等については、「森林伐採・搬出・更新の手引き（平成24年2月鹿児島県環境林務部）」に基づいて行うこととし、森林の公益的機能の低下を招かぬよう十分留意すること。なお、施業中やその後にあっても、丙の責により土砂等の流出があったと認められる場合は、速やかに復旧を行うこと。</p> <p>○ 林業用大型機械の使用に当たっては、林内の荒廃を招かぬよう十分な配慮を行うこと。</p> <p>○ 地域の農道や市道等の使用については、地元車優先に留意すること。また、本制度の周知と普及を図るため、間伐実施地域に看板の設置、その他公示の措置を講じるものとする。</p> <p>○ その他事項については、経営管理権配分計画の共通事項に基づき、甲、乙、丙協議して定めるものとする。</p>
日吉町吉利五郎木場	3619	20	イ	23		
日吉町吉利切口	3561-1	20	コ	35		
日吉町吉利切口	3561-2	20	コ	36		
日吉町吉利切口	3569-1	20	コ	43		
日吉町吉利切口	3569-2	20	コ	44		
日吉町吉利切口	3569-3	20	コ	45		
日吉町吉利切口	3569-4	20	コ	46		
日吉町吉利切口	3570-4	20	コ	50		
日吉町吉利切口	3573-1	20	コ	51		
日吉町吉利五郎木場	3574	20	イ	1		
日吉町吉利五郎木場	3584	20	イ	4		
日吉町吉利五郎木場	3618	20	イ	22		
日吉町吉利鞆尻	5717	21	ウ	23		
日吉町吉利鞆尻	5738	21	ウ	34		
日吉町吉利鞆尻	5741	21	ウ	35		
日吉町吉利鞆尻	5743	21	ウ	36		
日吉町吉利宮ヶ迫	5857	21	カ	36		
日吉町吉利前平	5858-1	21	オ	10		
日吉町吉利前平	5860-1	21	オ	15	ア	
日吉町吉利前平	5864-1	21	オ	16		
日吉町吉利前平	5864-2	21	オ	17	ア	
日吉町吉利前平	5866-1	21	オ	20		
日吉町吉利前平	5876	21	オ	29		
日吉町吉利前平	5877	21	オ	30		
日吉町吉利尻迫	6120	20	ケ	4		
日吉町吉利尻迫	6126-8	20	ケ	14		
日吉町吉利尻迫	6122	20	ケ	6		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	<p>1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経費の見積書に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算定した額と実際に運材に要した経費の合計の額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
日吉町吉利深田	3496	20	ア	2		
日吉町吉利五郎木場	3619	20	イ	23		
日吉町吉利切口	3561-1	20	コ	35		
日吉町吉利切口	3561-2	20	コ	36		
日吉町吉利切口	3569-1	20	コ	43		
日吉町吉利切口	3569-2	20	コ	44		
日吉町吉利切口	3569-3	20	コ	45		
日吉町吉利切口	3569-4	20	コ	46		
日吉町吉利切口	3570-4	20	コ	50		
日吉町吉利切口	3573-1	20	コ	51		
日吉町吉利五郎木場	3574	20	イ	1		
日吉町吉利五郎木場	3584	20	イ	4		
日吉町吉利五郎木場	3618	20	イ	22		
日吉町吉利靱尻	5717	21	ウ	23		
日吉町吉利靱尻	5738	21	ウ	34		
日吉町吉利靱尻	5741	21	ウ	35		
日吉町吉利靱尻	5743	21	ウ	36		
日吉町吉利宮ノ迫	5857	21	カ	36		
日吉町吉利前平	5858-1	21	オ	10		
日吉町吉利前平	5860-1	21	オ	15	ア	
日吉町吉利前平	5864-1	21	オ	16		
日吉町吉利前平	5864-2	21	オ	17	ア	
日吉町吉利前平	5866-1	21	オ	20		
日吉町吉利前平	5876	21	オ	29		
日吉町吉利前平	5877	21	オ	30		
日吉町吉利尻迫	6120	20	ケ	4		
日吉町吉利尻迫	6126-8	20	ケ	14		
日吉町吉利尻迫	6122	20	ケ	6		

